

F 22Aラプター戦闘機の飛来とクラスター爆弾の使用に断固反対する意見書

米ニューメキシコ州ホマロン空軍基地所属のF 22Aラプター戦闘機12機が、今月末から約4か月間にわたり一時的に配備されるとの連絡を受けた。

今年に入り、嘉手納基地においては、外来機の飛来が相次いでいる中、今月7日からは、岩国基地所属のFA18戦闘攻撃機12機とAV8Bハリヤー戦闘攻撃機8機が、クラスター爆弾等を装着し訓練を行っている。そのような中、F 22Aラプター戦闘機12機が長期間にわたり一時配備されることは、新たな騒音被害の負担を強いられるのは明らかで、米軍再編ロードマップに掲げられた沖縄の基地負担軽減とは程遠い状況にあり、到底容認できるものではない。

これまで、本町議会では再三にわたり外来機の飛来や同飛行場を使用している訓練や事故等に対し、事あるごとに抗議を行ってきたにもかかわらず、再びF 22Aラプター戦闘機が飛来することに基地周辺住民は、我慢の限界であり、強い憤りを覚える。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、度重なる外来機の飛来に対し、強く抗議するとともに、下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 いかなる理由にせよ、外来機の飛来や訓練をやめること。
- 2 大量殺傷兵器（クラスター爆弾）の使用を止め、即時撤去すること。
- 3 外来機の飛来状況や訓練の内容を速やかに公表すること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長